



## 令和4年度南砺市富山県内広域予防接種委託契約書

富山県南砺市（以下「委託者」という。）と公益社団法人富山県医師会（以下「受託者」という。）とは予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく予防接種のうち、委託者が富山県内各市町村に所在する医療機関において行う予防接種（以下「富山県内広域予防接種」）の実施について、次のとおり委託契約を締結する。この場合、受託者は県内広域予防接種に協力する旨を承諾し、かつ、本契約の締結についての権限を受託者に委任した接種協力医師の所属する医療機関の代理人として契約するものとする。

### （総則）

第1条 委託者は次の業務（以下「委託業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託するものとする。

### （委託業務）

第2条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、予防接種法に基づき、南砺市が実施する定期予防接種に関する個別接種の予防接種を委託する。

2 前項の業務は、受託者の会員等の医療機関（以下「実施医療機関」という。）で行うものとする。

### （対象者）

第3条 南砺市に住所があり、予防接種法に定める定期予防接種の年齢のものとする。

### （契約期間）

第4条 この契約の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

### （委託料）

第5条 委託料は、別紙1「令和4年度 南砺市予防接種委託料一覧表」のとおりとする。

### （委託料の請求）

第6条 実施医療機関は、予防接種委託業務を終了後に、実施した月の翌月10日までに、請求書と予防接種予診票を添付の上、委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求書を受領し、その内容を審査のうえ、委託料請求書が正当であると認めるときは、医療機関に対し委託料を支払うものとする。

### （権利業務譲渡の禁止）

第7条 受託者は、この契約から生ずる権利又は業務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けたときは、この限りではない。

### （再委託の禁止）

第8条 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けたときは、この限りではない。

### （事故の取り扱い）

第9条 委託者は、この契約に基づき受託者の会員等の医療機関が実施した予防接種により健康被害等の事故が生じた場合は、委託者はその処理を行うものとし、実施医療機関は、委託者に協力するものとする。

2 委託者は、接種に関し、被接種者に健康被害が生じたときには、その健康被害に対する救済措置を講ずるとともに、その被害の賠償の責めを負うものとする。この場合、委託者は医師において故意又は重大な過失がない限り、医師に対して求償しない。

3 接種を担当した医師が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合は、委託者は訴訟参加等によって医師に全面的に協力するものとし、医師が賠償責任を負担しなければならない場合には、故意又は重大な過失がない限り、委託者においてその責任を補償するものとする。

4 予防接種に関する健康被害が、接種を担当した医師の責めに帰すべきでない事由により生じたにもかかわらず、医師がその健康被害に関連して医療上の不利益その他の損失を被った場合又はそのおそれがある場合には、委託者はその損失を補償し、又は防止するため、適切な措置を講ずるものとする。

(予防接種事故の報告)

第10条 実施医療機関は予防接種健康被害が生じた場合は、予防接種後副反応疑い報告書を作成し、南砺市長に提出するものとする。

(補償)

第11条 委託者は、第9条に定める補償金を予防接種法第15条に基づいて支払うものとする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、実施医療機関が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき。
- (3) 委託業務を継続する意思がないものと委託者が認めたとき。

(秘密の保持)

第13条 受託者及び受託者の会員等の医療機関は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてならない。

(個人情報の保護)

第14条 受託者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第15条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて、委託者、受託者協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、この契約書2通を作成し、委託者、受託者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月24日

委託者 富山県南砺市荒木1550  
南砺市長 田中 幹夫



受託者 富山県富山市蜷川336番地  
公益社団法人 富山県医師会  
会長 馬瀬 大助

## 令和4年度 南砺市予防接種委託料一覧表

予防接種の種類		単 価 (円)
四種混合 (DPT-IPV)	1 期初回・1 期追加	11,000
二種混合 (DT)	2 期	5,250
ポリオ (IPV)	1 期初回・1 期追加	9,700
麻しん風しん混合 (MR)	第1 期・第2 期	10,400
麻しん単抗原	第1 期・第2 期	6,600
風しん単抗原	第1 期・第2 期	6,600
日本脳炎	1 期初回・1 期追加 (6 か月～7 歳6 か月未満)	7,250
	1 期初回・1 期追加 (7 歳6 か月～2 0 歳未満)	6,550
	2 期 (9 歳～2 0 歳未満)	
BCG	1 回	9,150
ヒブ	初回・追加	8,300
小児用肺炎球菌	初回・追加	11,650
子宮頸がん	1 回目、2 回目、3 回目	15,700
水痘	1 回目、2 回目	8,900
B型肝炎	1 回目、2 回目、3 回目	6,250
ロタ (ロタリックス)	1 回目、2 回目	15,000
ロタ (ロタテック)	1 回目、2 回目、3 回目	10,200

※委託料は単価に接種者数を乗じて得た金額とする。